

第8回 枚方市教育委員会定例会 会議録							
開会		平成29年8月21日午前10時00分		閉会		平成29年8月21日午後12時22分	
日程番号	議案番号	案 件				結果	
1	報告第5号	臨時代理事項の報告について (1) 第35期枚方市社会教育委員の委嘱について(追加) (2) 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会への諮問について (3) 職員の人事異動について				承認	
2	議案第8号	議会の議決事項(訴えの提起について)の意思決定について				可決	
3	議案第9号	学校教育法附則第9条等の規定による平成30年度使用教科用図書の採択について				可決	
4	議案第10号	議会の議決事項(平成29年度9月補正予算要求額(教育関係)について)の意思決定について				可決	
5	議案第11号	議会の議決事項(枚方市附属機関条例の一部改正について)の意思決定について				可決	
構 成 員	教 育 長	奈良 涉		構 成 員	教 育 委 員	橋野 陽子	
	教 育 委 員	神田 裕史			教 育 委 員	谷元 紀之	
	教 育 委 員	吉村 雅昭			(空欄)		
説 明 員	教 育 次 長	奥 誠二		説 明 員	教育環境整備室課長 (教育施設保全担当)	黒川 清	
	管 理 部 長	森澤 可幸			教育環境整備室課長 (学校規模等調整担当)	畑中 徹	
	学 校 教 育 部 長	花崎 知行			学 校 給 食 課 長 (副参事級)	前村 卓志	
	社 会 教 育 部 長	浄内 俊仁			教 職 員 課 長	千原 正敏	
	管 理 部 参 事 兼 次 長 兼 教育環境整備室長	益田 正治			児 童 生 徒 支 援 室 課 長 (支援教育担当)	棧敷 勝	
	社 会 教 育 部 戦 略 監 (全児童対策担当)	人見 泰生			児 童 生 徒 支 援 室 課 長 (生徒指導担当)	吉本 賢治	
	管 理 部 次 長	高橋 孝之			学 務 課 長 (副参事級)	早崎 由子	
	学 校 教 育 部 次 長	荻野 晋三			教 育 推 進 室 教 育 指 導 課 長	黒田 剛司	
学 校 教 育 部 次 長 兼 教 育 推 進 室 長 兼 管理部副参事(教育政策調整担当)	足立 一彦		教 育 推 進 室 教 育 研 修 課 長 兼 教育文化センター館長	木村 勝			

	社会教育部次長	片岡 政夫		社会教育課長	奥野 美佳
	社会教育部次長	山口 俊也		放課後子ども課長	精木 孝充
	社会教育部次長 兼 中央図書館長	藤丸 知子		文化財課長 (副参事級)	鈴江 智
	児童生徒支援室長	狩野 雅彦		スポーツ振興課長	五島 真紀子
	管理部副参事	寺西 光治		中央図書館副館長 (課長級)(サービス担当)	松井 一郎
	教育総務課長 (副参事級)	小菅 徹		中央図書館副館長 (課長級)(企画担当)	中道 直岐
	教育環境整備室課長 (教育施設整備担当)	津熊 聖博	記録	教育総務課係長	中島 隆
				傍聴の人数	1人

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

森澤管理部長。

○森澤管理部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議は、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第8回枚方市教育委員会定例会を開会します。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、吉村委員を指名いたします。

それでは、日程1、報告第5号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

浄内社会教育部長。

○浄内社会教育部長 ただいま上程いただきました報告第5号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

ご報告いたしますのは、ページ中ほどの報告2. 臨時代理事項にございますとおり、臨時代理第4号から第6号まででございます。これら3件につきましては、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3号の規定により、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

まず、臨時代理第4号、第35期枚方市社会教育委員の委嘱について（追加）でございますが、本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年7月31日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

臨時代理の内容ですが、第34期枚方市社会教育委員の委嘱期間が7月31日に満了することに伴い、既に委員12名を委嘱しておりますが、今回残る1名に、社会教育分野の学識経験を有する者として、原田隆史氏を選任し、委嘱いたしました。委嘱期間は、平成29年8月1日から平成31年7月31日まででございます。

参考資料といたしまして、議案書の3ページに、第35期枚方市社会教育委員名簿を掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、本臨時代理をいたしました後、去る8月7日に、第35期第1回目の会議を開催するところでございます。

以上、臨時代理第4号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

臨時代理第5号、枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会への諮問につ

いて、ご説明いたします。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年8月9日付けで、教育長が臨時代理をいたしたものでございます。

臨時代理の内容でございますが、生涯学習施設及び図書館の複合6施設において、平成30年4月に指定管理者制度の導入を図ることを目的とするもので、まず、議案書5ページの枚方市立蹠生生涯学習市民センター・蹠生図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定候補者の選定について。

議案書6ページの枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定候補者の選定について及び議案書7ページの枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館指定候補者の選定について、それぞれ枚方市教育委員会から指定管理者選定委員会の会長に対し、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第3項の規定により、諮問を行ったものでございます。

以上、臨時代理第5号の説明とさせていただきます。

なお、これら指定管理者選定委員会につきましては、第1回委員会を去る6月30日に開催しましたが、選定委員会委員のうち、1人の委員に不適切な行為があったことから、指定管理者選定の公平性を期するため、手續を一時中止しておりました。その後、調査を行った結果、諸課題が整理できましたので、指定選定手續を再開し、本諮問に基づき、7月14日に改めて第1回の会議を開催したところでございます。今後、指定候補者の募集を行い、選定手續を進めてまいります。

以上でございます。

続きまして、臨時代理第6号、職員の人事異動について、ご説明いたします。

議案書の8ページをごらんください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年8月16日付で、教育長が臨時代理を行ったものでございます。

臨時代理の内容でございます。平成29年8月17日付け人事異動といたしまして、上下水道局上下水道事業部 上水道保全課職員 本部真生を教育委員会技術職員に併任し、管理部教育環境整備室勤務を命じたものでございます。

簡単な説明ではございますが、臨時代理第6号の説明とさせていただきます。

以上、臨時代理第4号から臨時代理第6号につきまして、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第5号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程2、議案第8号「議会の議決事項（訴えの提起について）の意思決定について」を議題とします。

説明を求めます。

森澤管理部長。

○森澤管理部長 それでは、議案第8号、議会の議決事項（訴えの提起について）の意思決定につきまして、ご説明いたします。

議案書の9ページをごらんください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

1. 内容につきまして、次ページをごらんください。訴えの提起について、ご説明させていただきます。

1. 当事者でございます。原告は、枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 代表者 枚方市長 伏見隆、被告は枚方市在住者6名でございます。

2. 事件名は、損害賠償請求事件でございます。

次に、3. 事件の概要でございます。平成27年2月13日金曜日午後5時52分ごろ、枚方市立第四中学校に在籍する生徒2名が、同中学校の第1学年2組教室内において行った火遊びの始末が不十分であったことにより、同教室内において火災を発生させ、同教室の壁や天井等、約10㎡を焼損させるとともに、建具、黒板、照明器具、空調設備等の施設設備を損傷させる損害を本市に与えました。あわせて、消火活動に伴う放水等により、同教室内にあった他の生徒の教科書に使用ができなくなる損傷を与えたもので、このため本市はこれらの損傷した施設・設備を修補するとともに、教科書の再給付を行うため、合計461万1,106円の費用を要したものでございます。

次に、4. 請求の要旨でございます。本市は、被告らに対し、本市が被った損害の修補等に要した費用461万1,106円について支払うよう面談し、文書により、損害賠償請求を行ってまいりましたが、被告らはこれに応じないため、民放第709条に基づき、本市が被った損害金及びこれに対する年5分の割合による遅延損害金について、被告らに対し、損害賠償請求の訴えを大阪地方裁判所に提起するものでございます。

次に、5. 訴訟遂行の方針でございますが、訴訟遂行にあたりましては、大阪市北区西天満2丁目9番14号 北ビル3号館505号、弁護士 仲田哲を、本市訴訟代理人とするものでございます。

なお、11ページに、参考資料といたしまして、損害金の算定の内訳につきましてお示ししておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡単な説明でございますが、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 二つ聞きたいんですけど、一つは、被告が6名で、生徒2名が中学校の教室に入り、

そして火遊びをしたということで、6名全員にこの損害賠償請求をするのでしょうか。

○奈良教育長 森澤管理部長。

○森澤管理部長 今回、被告として、枚方市在住者6名とさせていただいておりますのは、生徒2名と、その保護者等ということの6名ということでございます。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 あと、請求書の趣旨の中で、被告らは損害賠償請求に応じないということなんですけれど、どういった理由で応じないということなのか、お聞きしたいと思います。

○奈良教育長 畑中課長。

○畑中教育環境整備室課長 請求に応じない内容といたしまして、火遊びに対する過失は認めますが、学校管理下にあり、市にも過失があるのではないかとということが1点。それと、市の加入している火災保険をなぜ使わなかったのかという2点がございました。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 今言われた市の火災保険というのは、こういった場合に適用されないと市は考えているということですか。その辺は被告は理解されないのでしょうか。

○奈良教育長 畑中課長。

○畑中教育環境整備室課長 市の加入している保険は一般の火災保険ではなく、建物総合損害共済でございます。本件のように原因者が特定されている時は、まず損害賠償手続を行うこととされておりますので、現時点では適用されないことになっております。本件につきまして、保護者等に説明をしておりますが、一向にその辺のところのご質問をされるということになっております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 損害賠償額が461万1,106円ということですが、この被告の保護者4名の損害賠償額はどのようになっているのでしょうか。

○奈良教育長 畑中課長。

○畑中教育環境整備室課長 損害賠償額の内訳でよろしいでしょうか。

○神田委員 はい。

○畑中教育環境整備室課長 資料にございます、11ページにございます。まずは、教室の改修、修補に必要な金額309万6,360円、それと空調設備、現存の空調設備撤去に伴うものが14万7,528円、空調設備の修繕工事に136万800円、教科書の購入費に6,418円、合計461万1,106円になります。それに、下にございます損害賠償請求額は損害金の合計に対して、平成27年2月13日から支払済に至るまで、年5分の割合による遅延損害金を合計することになります。

○奈良教育長 森澤管理部長。

○森澤管理部長 損害金の内訳は、今、課長からご説明させていただきましたとおりでございます。教育委員会といたしましては、今申し上げました6名に対して、この額を請求をさせていただきまして、それぞれのどのような形で割り振るかにつきましては判決の中では出ませんので、またそれぞれの中で相手方に聞いていただくと、このような形になっています。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程3、議案第9号「学校教育法附則第9条等の規定による平成30年度使用教科用図書の採択について」を議題とします。

説明を求めます。

花崎学校教育部長。

○花崎学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第9号、学校教育法附則第9条等の規定による平成30年度使用教科用図書の採択について、ご説明をいたします。

議案書12ページをお開きください。

本件につきましては、障害のある児童及び生徒の学習のための教科用特定図書、例えば視覚障害のある児童生徒のため、文字、図形等を拡大して、検定教科用図書等を複製した図書、いわゆる拡大教科用図書等を採択するにあたりまして、法及び法令の定めにより、設置者の採択行為が必要であることから、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第14号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。

議案書13ページをごらんください。

まず、平成29年7月、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第139条、また障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律に基づき、枚方市立小学校の支援学級に在籍予定、または通常の学級において配慮を要する児童生徒を対象に、平成30年度の他の適切な教科用図書、いわゆる拡大教科用図書の使用について調査をいたしました。

その結果、弱視の児童生徒3名について、拡大教科用図書を必要とするとの報告を受けました。

その3名の必要教科等につきまして、議案書13ページから記載をしております。

13ページの1. 小学校拡大教科用図書の(1)の表にございますように、小学校第4学年の児童1名が6種目において拡大教科用図書が必要となります。

議案書14ページをお開きください。

2. 中学校拡大教科用図書の(1)の表にございますように、中学校第1学年の生徒1名が14種目、15ページの(2)の表にございますように、中学校第3学年の生徒1名が4種目、それぞれ拡大教科用図書が必要となります。

内容は以上でございます。

なお、今後の手続としましては、本日採択いただきました後、給与の手続を進める予定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いをいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

○吉村委員 内容はそれで結構だと思うんですけど、ほかの副読本も含めて、教材その他についての改良の様子とか、視覚障害のある子どもたちに対してのものがわかる範囲で結構ですので、教えてください。

○奈良教育長 枚敷児童生徒支援室課長。

○枚敷児童生徒支援室課長 必要に応じまして拡大コピーするなどして提供をしております。

○奈良教育長 他に質疑ありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、議案第10号「議会の議決事項（平成29年度9月補正予算要求額（教育関係）について）の意思決定について」を議題とします。

なお、本件及び日程5、議案第11号「議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について」につきましては、枚方市情報公開条例第6条第6号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないことといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、本2件につきましては、非公開といたします。

#### < 非 公 開 >

○奈良教育長 ただいまから定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、平成29年第8回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。



署 名

奈 良 涉

---

吉 村 雅 昭

---